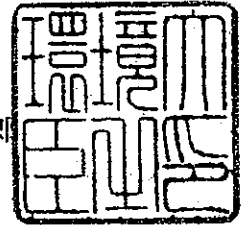




諮問第235号  
環水大士発第071218001号  
平成19年12月18日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
鴨下一郎



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （3）別紙3の農薬に関し、平成17年8月環境省告示第83号ただし書きの規定により、同告示による改正前の告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-ナフタレン酢酸ナトリウム

(RS) - 2' - [(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) (ヒドロキシ) メチル] - 1, 1-ジフルオロ-6' - (メトキシメチル) メタンスルホンアニリド (別名 ピリミスルファン)

4, 5, 6, 7-テトラクロロフタリド (別名 フサライド)

1 - {3 - [(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル) スルファモイル] - 2-ピリジル} - 2-フルオロプロピル=メトキシアセタート (別名 フルセトスルフロソ)

1 - [4-クロロ-3 - (2, 2, 3, 3; 3-ペンタフルオロプロポキシメチル) フェニル] - 5-フェニル-1H-1, 2, 4-トリアゾール-3-カルボキサミド (別名 フルポキサム)

S-ベンジル=ジプロピルチオカルバマート (別名 プロスルホカルブ)

3-フェノキシベンジル= (1RS, 3RS) - (1RS, 3SR) - 3 - (2, 2-ジクロロビニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名 ペルメトリン)

2 - [4 - (2, 4-ジクロロ-m-トルオイル) - 1, 3-ジメチルピラゾール-5-イルオキシ] - 4' - メチルアセトフェノン (別名 ベンゾフェナップ)

2 - (4-クロロフェニル) - N - [3-メトキシ-4 - (プロパー-2-イニルオキシ) フェネチル] - 2 - (プロパー-2-イニルオキシ) アセトアミド (別名 マンジプロパミド)

(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-12 - [(2Z) - 2-メトキシイミノ-2-フェニルアセトキシ] - 5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1<sup>4, 8</sup>. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' -テトラヒドロピラン-2-オン (以下「レピメクチンA3」という。) 及び (10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' -エチル-21, 24-ジヒドロキシ-12 - [(2Z) - 2-メトキシイミノ-2-フェニルアセトキシ] - 5', 11, 13, 22-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1<sup>4, 8</sup>. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' -テトラヒドロピラン-2-オン (以下「レピメクチンA4」という。) の混合物 (別名 レピメクチン)

(別紙2)

(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド (別名 ペンチオピラド)

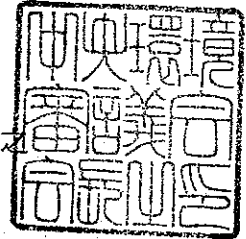
(別紙3)

5-tert-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパ-2-イニルオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名 オキサジアルギル)

中環審第447号  
平成19年12月18日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成19年12月18日付け諮問第235号、環水大土発第071218001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

